

第1章 総則

本章は、本条例の趣旨及び用語の意義を定めたものです。

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、法第39条第2項、第40条(法第88条第1項において準用する場合を含む。)第43条第2項及び第50条の規定による建築物等に係る制限、法第52条第5項の規定による地盤面の指定、法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、本条例の趣旨について定めたものです。

建築基準法及び建築基準法施行令では地方公共団体が地域の実情に応じて必要な制限の附加を認めています。本条例の策定にあたり根拠としている条文は以下のとおりになります。

法第39条：災害危険区域内における住居の用に供する建築物等に関する制限

法第40条：法第2章(建築物の敷地、構造及び建築設備。いわゆる単体規定)に関する制限

法第43条第2項：特殊建築物、階数が3以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の敷地等と道路の関係に関する制限

法第50条：用途地域内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限

法第52条第5項：住宅地下室の容積率不算入に係る地盤面の指定

法第56条の2第1項：日影規制の対象区域及び日影時間等の指定

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)の例による。

本条は、本条例の解釈の際、疑義が生じないよう用語の意義について定めたものです。

本条例は法及び政令を根拠としていることから、これらとの整合性を図るため、条例の用語の意義は法及び政令に準拠しています。